

○国によるデジタル化

- ・省令改正による定期検査報告書における申請者等の押印の不要化（パブコメ中）

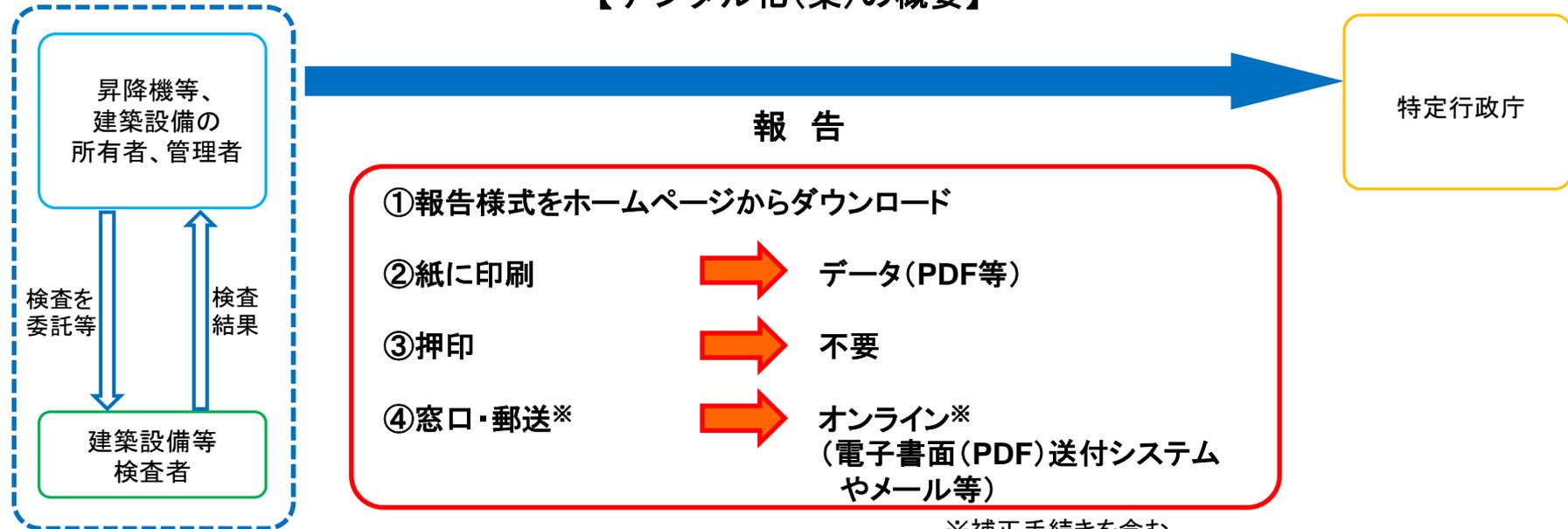
○事業の主体である特定行政庁によるデジタル化

- ・ホームページから申請者が報告様式をダウンロードできるよう整備
- ・申請者が、特定行政庁への定期検査報告書の提出をオンライン（電子書面（PDF）送付システムやメール等）によりできるよう整備

➡ 特定行政庁や関係機関との意見交換やデジタル化の試行を踏まえつつ、令和2年度中を目途に特定行政庁及び業界団体等に対して、手続きのデジタル化について通知できるよう検討を進め、令和3年度から順次開始

「特定行政庁」: 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう

【デジタル化(案)の概要】



※補正手続きを含む

